

令和4年度 福岡観光コンベンションビューロー

MICEハイブリッド開催支援・安全対策支援助成金（第2期）募集要項

1 事業の目的

With コロナ期における新たな取り組みであるMICEのハイブリッド開催（リアルに参加者を集って開催し、併せてオンラインでも配信する）の促進と安全対策への支援を通じて、安全・安心なMICEの開催に寄与します。また、SDGs達成に貢献する取り組みへの支援を通じて普及・啓発を推進し、持続可能なMICEの開催に繋がります。

2 支援対象

(1) 対象となるMICE

福岡市内のMICE施設で開催される、学術・産業などの振興に広く寄与するコンベンション（学会、講演会、シンポジウムなど）であって、以下のものを対象とします。

種類	要件
国際 コンベン ション	・主催者や登壇者等の開催関係者だけでなく、聴講者や参加者が現地に集い、リアルまたはハイブリッドで開催されるもの ・オンライン参加を含め、参加国が日本を含め3か国以上であるもの
国内 コンベン ション	・主催者や登壇者等の開催関係者だけでなく、聴講者や参加者が現地に50人以上集い、リアルまたはハイブリッドで開催されるもの ・聴講者や参加者は、九州規模以上から募集するもの

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、福岡市策定「安全安心に配慮したイベントマニュアル」や業界団体等のガイドラインを遵守し、適切な安全対策を講じてください。

また、MICE主催者、スタッフ、参加者等へ「厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のダウンロードを必ず推奨するとともに、それら関係者の氏名、住所、連絡先等を把握し、必要に応じて保健所等の公的機関への情報提供へ応じてください。

※国内コンベンションにおいては、福岡市が「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」等の対象地域となった場合、現地参加者数の取扱いを変更することがあります。

※以下に該当するものは対象から除きます。

- ・国または地方公共団体が主催または共催するもの
- ・福岡市からこの支援制度以外の制度に基づき金銭的な助成を受けるもの。ただし、「福岡観光コンベンションビューローコンベンション開催助成金」との併用は可能です。
- ・国または地方公共団体等の支援であって、対象経費が重複する支援を受けているもの
- ・主として主催者等の特定の者の利益のみを目的として開催されるもの
（例：企業内会議や学校行事等）
- ・個人の勉強や知識の習得を目的とした研修、セミナー、講座、教室等
- ・単なるパーティや宴会等であるもの（例：同窓会、忘年会、新年会、謝恩会等）
- ・政治的または宗教的な目的で開催されるもの
- ・法令または公序良俗に反する目的で開催されるもの
- ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が開催に関わっているもの

(2) 対象経費、助成率、上限額

対象経費	項目	内容	助成率	上限額
ハイブリッド開催される コンベンションの、 オンライン配信に係る 経費	運営費	・運営に係る人件費 ・配信アカウント設定費 ・Web ストリーミング費 ・臨時回線増設 等	1/2	70 万円
	賃借料	・機材リース代 ・配信専用会場利用料 等		
	コンサル ティング料	・サポーター企業(※1)による コンサルティング料、手数料 等		
リアルまたは ハイブリッド開催される コンベンションの、 新型コロナウイルス感染 拡大防止のために講じら れる 安全対策 に係る経費	消耗品費	・マスク ・消毒液 等		
	賃借料	・サーモカメラ ・空気清浄機等リース代 等		
	会場費	・会場使用料の 30% まで (ただし福岡観光コンベンション ビューローが指定する施設(※2)を 利用する場合は 50% まで) ・会場消毒料 等		
リアルまたは ハイブリッド開催される コンベンションの、 SDGs 達成に貢献する 取組み に係る経費	コンサル ティング料	・サポーター企業(※1)による コンサルティング料、手数料 等		
		ウォーターサーバー設置、ペーパーレスに必要な 機材の導入、分別用ごみ箱の設置、地産地消のお 弁当手配、等		

※経費には、消費税及び地方消費税を含みません。ただし、消費税の申告義務がない場合や簡易課税方式により申告しているなど、助成金に係る仕入控除税額が 0 円となることが明らかである場合には含めることができます。

※この表に基づき算出された助成申請額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

※新型コロナウイルス感染症による影響で開催を中止・延期・縮小する場合は、キャンセル料等に充当できる場合があります。

(※1) オンライン配信や安全対策に関してご相談がある場合は、福岡観光コンベンションビューローがサポーター企業をご紹介します。

(※2) 指定施設は、福岡観光コンベンションビューローホームページでご確認いただくか、お問合せください。

(3) 対象期間

第2期：令和4年10月1日(土)から令和5年2月28日(火)までに開催されるもの（第1期は令和4年4月1日から令和4年9月30日で終了します）

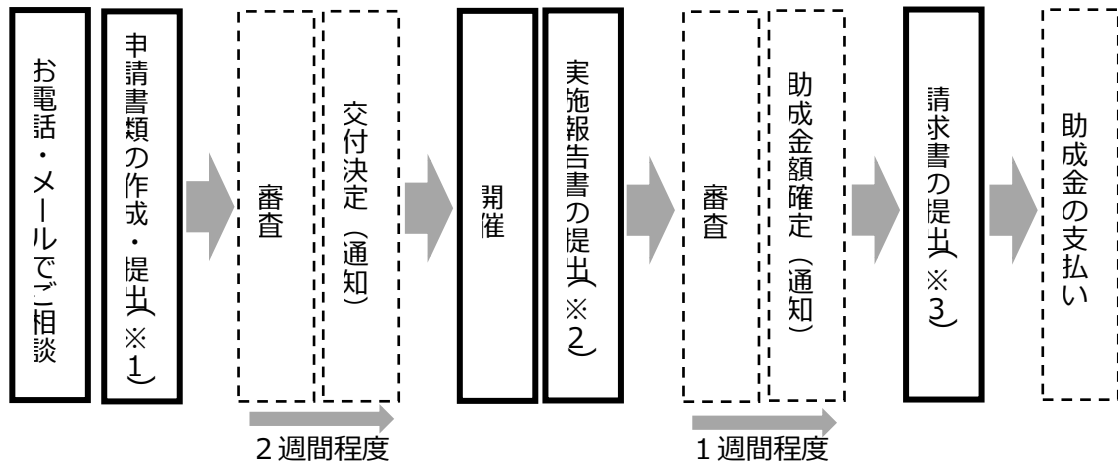
3 申請の流れ

まずは福岡観光コンベンションビューローまでお電話または電子メールでご相談ください。

●電話：092-733-0101

●メールアドレス：mice@welcome-fukuoka.or.jp

※ は申請者が行う項目です。



(※1) 〆切：開催の1か月前、または令和5年1月31日(火)のいずれか早い方

(※2) 〆切：開催後30日以内、または令和5年3月10日(金)のいずれか早い方

(※3) 〆切：令和5年3月22日(水)(必着) ※期限に間に合わない場合お支払いできません。

4 申請方法

(1) 申請者

申請者は、助成対象となるコンベンションの主催者とします。

※以下に該当する場合は申請できません。

- ・主として政治的または宗教的な活動を目的としている者
- ・法令または公序良俗に反する活動を行う者
- ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納している者

(2) 申請期間

令和4年9月1日(木)から令和5年1月31日(火)まで

※支援は申請順とし、予算の範囲内で行います。予算の上限に達した場合、申請されても支援できない場合があります。

(3) 提出書類（「②誓約書」以外は押印不要）

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（別紙） ※申請者の自署または記名押印が必要
- ③ 事業計画書（様式第2号）
- ④ 見積書等経費の根拠がわかる書類の写し
- ⑤ 役員名簿（様式第3号）
- ⑥ 定款、規約、会則その他これに類するもので、主催者の組織活動の根本規則

(4) 提出先

福岡観光コンベンションビューローまで電子メールまたは郵送でご提出ください。

(5) 注意事項

- ① 提出に当たっては、必ず不備や不足書類がないかを確認してください。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

5 審査及び交付決定

申請書類を受領した後、審査を行い、審査結果は書面にて通知します。

※審査の結果、支給決定をしないことや支給申請額から減額して支給決定することがあります。

6 事業の実施及び実施報告

開催後、すみやかに以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類（いずれも押印不要）

- ① 事業実施報告書（様式第8号）
- ② 対象経費が支払われたことを客観的に証明する書類（領収書の写し等）
- ③ 開催状況（ハイブリッド開催や安全対策、SDGsの取組みの様子）がわかる写真等

(2) 実施報告書提出期限

開催後30日以内、または令和5年3月10日（金）のいずれか早い方 （必着）

(3) 提出先

福岡観光コンベンションビューローまで電子メールまたは郵送でご提出ください。

(4) 注意事項

- ① 提出に当たっては、必ず不備や不足書類がないかを確認してください。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

7 審査及び金額の確定

実施報告書を受領した後、審査を行い、認定された事業計画通りに事業が実施されたことが認められた場合は、交付決定額の範囲内で助成金額を確定し、書面にて通知します。

8 助成金の請求及び支払い

助成金額の確定通知を受領したら、すみやかに「請求書兼口座振込依頼書（様式第 10 号）」
（※要押印）を提出してください。

※提出期限：助成金額の確定通知受領後 **10 日以内**

※最終期限：令和 5 年 3 月 22 日（水）（必着）

※期限に間に合わない場合お支払いできません。

9 留意事項

- (1) 当事業において収集した情報は福岡市に共有します。
- (2) 審査のためなど必要があるときは、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、実施状況の確認のため現地調査を行い、帳簿等関係書類を検査する場合があります。また、今後の M I C E 施策の参考とさせていただくためのアンケート調査にご協力ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大等不測の事態によりやむを得ず開催を中止・延期する場合は、すみやかに福岡観光コンベンションビューローまでご連絡ください。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため国等がイベント等の自粛を要請する場合は、その趣旨を鑑み、要請に応じていただくようお願いいたします。
- (5) 申請後、事業計画に変更が生じた場合（期間や会場、申請額の変更等）は、すみやかに福岡観光コンベンションビューローまでご連絡ください。
- (6) 以下に該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すとともに、助成金の返還を求める場合があります。その場合は、支援金の返還等、福岡観光コンベンションビューローの指示に従ってください。
 - ① 助成対象事業が自己都合により中止、または遂行される見込みがないとき（新型コロナウイルス感染症の影響によるものは除く。）
 - ② M I C E や申請者が助成対象に該当しないことがわかったとき
 - ③ 虚偽の申請その他の不正行為があったとき
 - ④ その他福岡観光コンベンションビューローが助成を行うことを不相当と認めたとき
- (7) 助成金にかかる所得税や法人税等については、適切に申告してください。
- (8) 助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間（令和 10 年 3 月末日まで）は関係書類（助成事業に係る関係書類及び帳簿類）の保存が必要です。

【問合せ先】

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

電話：092-733-0101 Fax：092-733-3100

メールアドレス：mice@welcome-fukuoka.or.jp

●福岡観光コンベンションビューローホームページ

<http://www.welcome-fukuoka.or.jp>